

横須賀市立馬堀中学校
「学校いじめ防止基本方針」

令和4年3月31日改訂

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめ等生徒指導問題の早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、いじめ防止のための取り組みの改善を図ります。

2 いじめ防止等に取り組むための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「いじめ防止対策委員会」を設置します。

学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

①生徒指導会議

校長、教頭、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、1学年主任、2学年主任、3学年主任、登校支援相談員、（SC）

②いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導担当、支援教育コーディネーター、各学年主任、各学年生徒指導担当者

③拡大いじめ防止対策委員会（学校運営協議会を兼ねる拡大組織）

校長、教頭、生徒指導担当、1年学年主任、2年学年主任、3年学年主任、評議員
その他校長が必要と認めた者

〈会議の開催形態〉

①生徒指導会議

生徒の問題行動等に係る定期的な情報の共有のため、月2回程度実施します。

②「いじめ防止対策委員会」（日常的な関係者の会議）

いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。

〈活動内容〉

- ・ いじめを始めとする生徒指導対応への検討・対応方針の決定
- ・ いじめ等相談・通報対応

③「拡大いじめ防止委員会」（不定期の会議）

年4回の学校運営協議会の場を活用し、開催します。

緊急時は、外部関係機関（横須賀市教育委員会、警察、県警少年相談保護センター、横須賀市児童相談所、横須賀市療育センター等）と共にいじめ防止等生徒指導対応の検討、検証を行います。

〈活動内容〉

- ・ いじめ防止等生徒指導対応の検討・検証

〈年間指導計画〉

いじめ防止等生徒の健全育成の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめ等生徒指導問題の早期発見の取組、早期対応の取組、いじめ等生徒指導問題への対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。（別紙）

3 いじめ等生徒指導問題の未然防止

- ア 学校教育全般を通して、いじめを生まない集団作りに努めます。
- イ 教職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。また、校内研修等を活用し、いじめ等生徒指導問題の特質等について教職員全員の共通理解を図ります。
- ウ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- エ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めます。
- オ 学校の教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- カ いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。
- キ SNS（LINE・Facebook・Twitter等）によるいじめを防ぐ為、日々の教育活動を通じて、人権意識が高められるよう取り組みます。生徒会活動や講演会を通じて、進めます。

4 いじめ等生徒指導問題の早期発見

ア 生徒指導問題の中でも、いじめは特に大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやけんか、ふざけあい（けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかを判断する）を装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

①日々の生徒との対話を通じた、生徒の様子への把握

②個人ノート、個人面談、家庭訪問等による把握

イ 生徒・保護者、教職員がいつでもいじめを始めとする生徒指導問題に関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、また、学校生活アンケートを活用し実態把握に努めます。

①相談窓口の周知

馬堀中学校 相談室：046-841-3845

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

横須賀市児童相談所 24時間ホットライン：046-822-8511

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0466-81-8111

②教育相談週間 I、夏季休業前

II、11月中

③スクールカウンセラー・登校支援相談員の活用

④教職員による相談室登校等の情報提供

ウ 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童生徒の状況を客観的な把握に努める。アンケートについては、事後指導を明確に行うため記名式に変更しました。

学校生活アンケートの実施 年10回程度 担当で分析→対応

5 いじめへの対処

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ちます。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的にを行います。

エ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることができるよう、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等学習を行うことができる場所を確保します。

オ 状況に応じて、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

カ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにします。

- キ インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めています。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者に対して、消去するよう要請します。(ケータイ・スマホスタンダードの活用)
- ク 特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。
- ケ 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、生徒が理解を深め、考えることができる取り組み

- ア 生徒が東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について理解を深める取り組みのきっかけとして、例えば全校集会等や道徳の時間等で、校長や教職員から講話等を行います。
- イ 日常的に被災者の置かれた状況や心情を踏まえた言動等について、生徒が考えることのできる取り組みを進めます。

7 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対応を行います。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

馬堀中学校 いじめ防止対策のための年間指導計画

(別紙)

	教職員の活動	生徒の活動	保護者・地域への活動
4月	○生徒指導会議 ・いじめ防止等生徒指導問題対策に関わる共通理解・情報交換 ○「ケータイ・スマホスタンダード」による啓発	○「ケータイ・スマホスタンダード」による啓発	○いじめ防止対策についての周知【HPへの掲載】 ○「ケータイ・スマホスタンダード」による啓発
5月	○生徒指導会議 ○拡大いじめ防止対策委員会 ・生徒に対する情報交換	○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行】 ○生徒総会 ○学校生活アンケートの実施	○第一回学校運営協議会
6月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換	○「地域連携防災デー」の活用による地域との連携	
7月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換	○行事を通じた人間関係づくり【合唱コンクール】 ○学校生活アンケートの実施 ○「ケータイ・スマホ」教室【講演会】	○保護者との情報交換【三者面談】 ○「ケータイ・スマホ」教室【講演会】 ○第二回学校運営協議会 ○「学校公開日」の活用
8月	○生徒指導に関する職員研修		
9月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換		
10月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換	○行事を通じた人間関係づくり【体育祭】	○学校行事【体育祭】の活用による保護者・地域との連携
11月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換	○教育相談期間の実施	○第三回学校運営協議会
12月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換	○学校生活アンケートの実施	○保護者との情報交換【三者面談】
1月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換		
2月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換	○学校生活アンケートの実施	○「ケータイ・スマホスタンダード」による啓発【新入生保護者説明会】
3月	○生徒指導会議 ・生徒に対する情報交換 ○拡大いじめ防止対策委員会 ○いじめ防止対策委員会 ○今年度の総括、次年度の方向性確認	○今年度のまとめ	○第四回学校運営協議会